

放送普及基本計画の一部を改正する告示案新旧対照条文

○放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）による放送については、原則として、一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限し、<u>さらに、コミュニティ放送については、空中線電力の値を必要最小限のものとする</u>ことにより、<u>できるだけ多くの者に対し放送を行う機会を開放する。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）による放送については、原則として、一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限し、<u>できるだけ多くの者に対し放送を行う機会を開放する。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2 (略)</p>